

調査と情報

2004. 1

巻頭言

自然体験は教育の原点、国の基…………… 1

寄稿

WTO・FTA と農業構造改革…………… 2
横浜国立大学大学院 国際社会科学部 教授 田代洋一

調査研究

環境保全型農業をめぐる農産物表示制度の現状…………… 4

メキシコとの FTA 交渉を考える
— 豚肉問題を中心に —…………… 8

「食」の外部化の進展と食品企業の成長
— 「川下」の変化と国産農産物の課題 —…………… 14

研究の視点

消費者の求めるトレーサビリティ…………… 22

ぶっくレビュー

『山里のごちそう話—食・詩・風土再考—』…………… 23

あぜみち

…………… 24

統計の眼

ジェンダー視点からみた
「JA 活動に関する全国一斉調査」…………… 25

自然体験は教育の原点、国の基

昨年11月、武蔵野市主催により「農山漁村の豊かな自然を活かす体験教育フォーラム」が開催された。本フォーラムは、東京2、沖縄1の小学校からのセカンドスクール事例発表とパネルディスカッションから成り立っていたが、会場は教育、農業、行政等関係者約360名の参加によって満席状態で、体験教育に対する関心の高さをあらためて実感させるものであった。

セカンドスクールとは、「武蔵野市立小学校5年生・中学校1年生が、普段の学校生活（ファーストスクール）ではしにくい体験学習を、授業の一部として自然豊かな農山漁村に長期滞在して行なうものです。各学校では、総合的な学習の時間を中心として、特別活動、社会や理科等の年間指導計画に位置づけして実施しています。」具体的には、例えば武蔵野市立第一小学校の場合、03年は、7泊8日で、長野県飯山市に長期滞在したが、この間、自然体験活動として裏山散策、昆虫や動物との出会い等による里山体験、お米の収穫、地引網等漁業体験による学習体験活動、郷土食体験やわら細工による生活体験活動、飯山の歴史巡りや和紙漉きによる地域文化との触れ合い等、長期滞在ならではの体験メニューが豊富に盛り込まれている。2、3泊での短期滞在型の林間学校とはしっかりと差別化されており、武蔵野市から都内や沖縄の小中学校へと広がりを見せている。

セカンドスクールを発案した現武蔵野市長は、パネルディスカッションの中で、「自分の子供が、アパートで、飛んだり跳ねたりできず、また自然と触れ合う日常的機会を持たない現実」に、これは「人間は自然の中に存在するという原点を、都市生活が失わせている」のではないかと直感したのが発端であり、「構想してから17、8年、市長になってから10年」かけて、やっとここまでたどり着くことができたと振り返っておられた。そしてこのような発想の背景には、「21世紀の最大のテーマは、都市と農山漁村との交流だと思っています。都市の繁栄はきわめて脆弱な基盤に立っています。食糧ひとつとっても生存に必要なものはすべて田舎から供給されている。巨大都市が発展しつづけていくためには、農山漁村の支えが必要不可欠です。ところが、都市と農村の断絶が生まれている。田舎はどんどん衰退しているのに、都市だけで繁栄できるような錯覚に人々は陥っています。…都市と田舎は対立するのではなく、交流し、共存することによって、逆に都市の閉塞状況を突破できると思うし、田舎は過疎を克服する活力が生み出せる」と別途記しておられる。

筆者もこうした発想、試みには大賛成である。教育に限らず、今の我が国が抱える諸問題は体験不足、自然に対する畏敬の念の喪失等共通の根を宿しているように受け止められる。子供教育、体験教育という観点に、親自身の体験、親子のきずな、さらには都市と農村との交流といった視点をも加え、セカンドスクール、週末農業、農村への定住等いろいろのかたちの交流を包み込んだ「第二、第三の田舎づくり」にまで積み上げていければとも思うのである。まさに、農村問題と都市問題は表裏一体的関係にあり、多様な都市と農村との交流によって形成される「田園都市国家・日本」が、これからの我が国のあり方を議論していくにあたっての重要なコンセプトになるものと考えられる。

（農林中金総合研究所 常務取締役 蔦谷栄一）

WTO・FTAと農業構造改革

横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授 田代 洋一



2003年秋のWTOのカンクン閣僚会議は日本に4つの宿題を残した。

第一は、米欧提案の関税上限の設定案が最後まで残った点である。この案は非関税障壁の関税相当量への置き換えと関税引き下げというURの論理から外れており、ルール違反だといえる。議長案はごく限られた品目について代償なしの例外を認めるような妥協のそぶりもみせたが、これまでの交渉例からしても代償なしの例外措置はありえず、原則的な対応が必要である。

第二は、あれだけ対立していたはずの米欧があっさり輸出国同盟を結んだことだ。日欧に亀裂が走ったわけだが、そういう可能性を十分承知のうえで、にもかかわらずEUと共同するしかないのが日本の立場である。さっそく「もはやEUではなくアメリカと仲良く」といった議論が聞かれるが、それは逆ブレであり、EUとの異同を踏まえたうえでの連携の再構築が課題である。

第三は、WTOが本格的な途上国・先進国対立の場になったことだ。日本等の先進輸入大国は、途上国と先進輸出大国との対立の狭間に沈み込むことなく、そのプレゼンスを高めるために、途上国なかんずくアジアの国々とうどう連携するかが課題だ。

第四は、WTOの失速を受けたFTAブームである。しかし「WTOからFTAへ」が世界の大勢だとみるのは早計だ。EUもアメリカも自らの足場をFTAで固めつつUR、WTO

に対応している。WTOとFTAの両睨み作戦というのが彼らの本音である。

越境が進み、国境が多孔化するグローバリゼーションの時代に、国際的に調整困難な問題に取り組むにはWTOのような多角的交渉の場が不可欠である。とすればFTAを推進するにあたって、日本は、多様な農業の共存、食料安全保障、農業の多面的機能というWTOでの主張との整合性を堅持する必要がある。

にもかかわらずFTAで浮き足だち、なりふりかまわずFTAというのが日本の現状である。そして、日本がFTAを結べないのは農業が関税の引下げ・撤廃に応じられないからだ、FTAを結ぶにはまず農業構造改革が必要、むしろFTAを先に結び「冷水効果」で農業改革を進めるべきだといった、新手の農業バッシングが始まっている（拙稿「FTAと農業」『ESP』2003年12月号）。首相の「農業鎖国」発言、そして2003年11月の食料・農業・農村政策推進本部の「過度に国境措置に依存しない体制を確立」といった言辞にも、農業ネック論が色濃くにじみ出ている。

そこから官邸主導の次の二つの動きが出てくる。

第一は、WTOやFTAの交渉窓口を官邸に一本化する動きだ。経団連や総合規制改革会議は日本版の通商代表部（USTR）構想を打ち出しており、メキシコにも関係省庁を外した官邸コミッションを派遣している。しかし

国内調整を抜きにした拙速外交は足元をみられ、韓国の対チリFTAの国会批准の難航にみるように、大きな国内調整のツケを払うことになる。

第二は、FTAという外圧を利用した農業構造改革のスピードアップである。すなわち、①FTAで農産物を自由化する、②プロ農家に生産集積して低コスト化して安い農産物輸入に対応する、株式会社の農地取得も織り込む、③それでも埋まらない内外価格差（国際価格と国内生産費の差額）をプロ農家のみに対する直接支払いで補てんするというものだ。

時あたかも食料・農業・農村基本計画の見直し期だが、このような「外圧頼みの農政改革」ではあってはなるまい。グローバリゼーション時代の基本戦略をたてる必要がある。WTOにしてもFTAにしても、今や日本が向き合うのは、かつてのアメリカ等の先進輸出大国だけでなく、途上国なかんづくアジアの途上国である。FTAがWTOと両立するには、WTOと異なった固有の理念をもつ必要があるとすれば、それは地域経済統合だろう。EU拡大もNAFTAの米州全体への拡大もその線上にある。FTA空白地域のアジアでは中国が盟主たらんとしているが、覇権主義ではなく平等互惠のアジア共同の家づくりに日本がどうかかわるか、そのなかに日本の農業をどう位置付けるかが問われる。

当面は、WTO交渉において最後まで歩調を合わせてきたアジアにおける唯一の国、韓国とのFTAが試金石になろう。そこで多様な農業の共存、食料主権、農業の多面的機能に配慮したFTAを創りだせるならば、それは今後の日本のFTAの一つのモデルになる。

しかしASEAN諸国との関係においては、それを越える対応が必要となる事態もありえる。それに備えるには、これまで以上に国民

に主体的に選択してもらえる農産物作りが求められる。国民の価格訴求は強まっているが、新鮮、安全、おいしい、栄養価がある農産物を値頃感をもって提供する取組みを強める必要がある。

同時に昭和一桁世代の最終的リタイア期にあって、土地利用型農業の再編が不可欠である。作業受委託段階にあっては生産組織や集落営農等の任意組織化で足りたが、賃貸借段階になるとやはり法的な権利主体が必要になる。最近、各地で農業生産法人化を核にした地域農業再編の動きがみられるが、点在するプロ農家と集落・旧村といった面的な広がりを「地域に根ざした農業者の共同体」としての農業生産法人が結合していく方向である。

農業を支える組織のあり方も変革が求められる。グローバリゼーションやその根底にある情報革命は、階層的ピラミッド組織からネットワーク組織へ、リーダーからコーディネーターへ、上意下達から双方向型コミュニケーションへ、地縁血縁から共通関心縁への転換を促している。都市住民とともに農業、農地を守っていくには、このような転換が欠かせない。

以上、言葉の足りない点は拙著『WTOと日本農業』筑波書房ブックレット、2004年1月をご覧ください。

環境保全型農業をめぐる農産物表示制度の現状

1 はじめに

輸入野菜の残留農薬等、食に関連した様々な問題が生じ、食の安全性についての消費者の意識が高まっている。そうしたなかで農薬・化学肥料の多投等による、農業の環境に対する負荷の軽減策の1つとして、環境保全型農業が展開されている。

本稿では環境保全型農業の政策動向をまとめたうえで、環境保全型農業により生産された農産物に対する表示制度の現状について、とりわけ03年5月に改正された「特別栽培農産物に係るガイドライン」を中心に分析することとする。

2 環境保全型農業の政策動向

(1) 政策の展開

92年に農水省において「新しい食料・農業・農村政策の方向」が策定され、環境保全型農業が農業政策の1つの柱として打ち出された。環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており（注1）、農薬・

化学肥料の使用量削減、土壌への有機物質の還元等多様な展開がみられる。

その後、99年には「食料・農業・農村基本法」が成立し、そのなかで、農業の持続的発展のためには、担い手の確保等とともに自然循環機能の維持増進が重要であるとし、国が農薬等の適正な使用の確保等を講じるべきことを明確にしている。また「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（99年）では、堆肥等による土作りと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入しようとする農業生産者を支援し、さらに、これら生産者を支援しようとする都道府県、市町村の施策の展開を後押しするものとなっている（注2）。

2000年農林業センサスによると（表1）、環境保全型農業に取り組む販売農家数は約50万戸で、全販売農家数の21.5%を占めており、一定程度の展開がみられる。また取組形態別にみると、農薬の投入回数を半分以下に削減しているのは全販売農家の14.5%、化学肥料の窒素成分を半分以下に削減しているのが同13.4%であるが、農薬を使用していないは1.1%、化学肥料を使用していないは1.4%と割

表1 環境保全型農業実施農家の概況

(単位 戸、%)

販売農家数	環境保全型農業実施農家数	実施農家比率	取組形態別農家比率					
			農薬の投入回数			化学肥料の窒素成分		
			使用しない	半分以下	その他	使用しない	半分以下	その他
2,336,908	501,556	21.5	1.1	14.5	5.9	1.4	13.4	6.6

資料 2000年農林業センサス

(注) 1. 調査対象は販売農家であり、実施農家とは調査時点（00年2月1日）で環境保全型農業に取り組んでいる農家のことである。

2. 農薬、化学肥料の削減数量は各地域の慣行農法との比較。

合は低い状況にある。

なお農水省の01年度の実態調査によれば、環境保全型農業が全作付け延べ面積に占める割合は16.1%となっている。

(注1) 94年農水省環境保全型農業推進本部「環境保全型農業推進の基本的考え方」による。

(注2) 環境保全型農業の政策の展開については、蔦谷栄一「我が国における持続型農業展開の課題」『農林金融』1999年9月号に詳しい。

(2) 表示・認証制度

これまで有機農産物等は生産者と消費者が直接取引するといういわば顔の見える関係のもとで流通してきた。それが1980年代後半には、量販店や外食産業等が有機農産物等の販売や仕入れに本格的に参入するようになった。当時は表示基準がなかったために、生産者、流通業者独自の基準による多様な表示がなされ、また誇大表示や不当表示をつけたも

のがかなり出回った。

こうした経緯もあり、また有機農産物等は、外観からその商品価値を判別することが困難であることから、その栽培基準を明確にし、それに基づいて生産された農産物であることが消費者等に容易に判断できるような表示制度が必要となった。

92年に農水省が「有機農産物等に係わる青果物等特別表示ガイドライン」を制定し、また97年には青果物に加えて米麦をガイドラインに含むよう改正をおこなった(注3)。ガイドラインでは、農薬や化学肥料を削減した農産物の生産と表示のルールを定めており、具体的には農薬の使用回数、化学肥料の使用量の削減に応じた表示区分であった(表2)。

なお、ガイドラインは法令にもとづいて遵守義務を課すものではなく、罰則規定もなく不十分なものであった。しかし、不適切な表示を行った場合には、JAS法(農林物資の

表2 有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(97年時点)

	名称	農薬	化学肥料
有機農産物	有機農産物	3年以上使用しない	3年以上使用しない
	転換期間中有機農産物	半年以上3年未満	半年以上3年未満
特別栽培農産物	無農薬・無化学肥料栽培農産物	当該農産物の生産過程において使用しない	当該農産物の生産過程において使用しない
	無農薬・減化学肥料栽培農産物	当該農産物の生産過程において使用しない	当該地域の慣行のおおむね5割以下
	無農薬栽培農産物	当該農産物の生産過程において使用しない	特に定めない
	減農薬・無化学肥料栽培農産物	当該地域の慣行のおおむね5割以下	当該農産物の生産過程において使用しない
	減農薬・減化学肥料栽培農産物	当該地域の慣行のおおむね5割以下	当該地域の慣行のおおむね5割以下
	減農薬栽培農産物	当該地域の慣行のおおむね5割以下	特に定めない
	無化学肥料栽培農産物	特に定めない	当該農産物の生産過程において使用しない
	減化学肥料栽培農産物	特に定めない	当該地域の慣行のおおむね5割以下

資料 農林水産省

規格化及び品質表示の適正化に関する法律)により、指示・公表等の対応がなされることもあり、誇大表示等の問題の解決に一定の成果をおさめた。

また、都道府県においてもガイドラインに準拠した基準を用いて、独自の表示制度が制定されている。これらの地方公共団体の多くは、栽培基準等の制度内容を当該地域の条件を活かしたものにするとともに、環境保全型農業によって生産された農産物の生産流通の促進を図ることを目的としている。

その後、有機農産物については、国際的な基準が策定されたことにより、国際基準への整合性が図られた。00年6月にJAS法が改正され、01年4月からは改正JAS法のもとで有機農産物やその加工食品のJAS規格が定められた。有機農産物の生産原則は、化学肥料、農薬を使用しないことであり、生産方法の基準は、①使用禁止資材の混入を防止できる圃場であること、②2年以上使用禁止資材が使用されていない圃場で生産されたものであること、③輸送・選別等の行程で他農産物の混入がないように管理されていること等、細かく定められている。また農水省の認可を受けた登録認定機関（第三者機関）によりJAS規格に適合するものであるかどうか検査を受けて合格したものでなければ、「有機」表示をしてはならないこととなった。

法整備がなされたことにより、01年4月にガイドラインから有機農産物に関する部分が削除され、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」へと名称が変更されている。

(注3) 加工食品についてはガイドラインの対象外である。

3 03年5月のガイドライン改正

(1) 改正の背景

92年のガイドライン制定以降、制度は徐々に消費者に認知されてきた。しかし、ガイドラインでは「無農薬栽培農産物」とは「当該農産物の生産過程において農薬を使用しない栽培方法により生産された農産物」としているが、02年5月に総務省が実施したアンケート調査によると、「有機」表示よりも厳しい基準で栽培された農産物であると誤認している消費者が6割以上存在しており、正しい理解が得られているとは言い難い状況にある。

また、「減農薬」「減化学肥料」について、ガイドラインでは「当該地域のおおむね5割以下」としているが、消費者団体等から削減の比較となる慣行栽培の基準や削減割合が不明確等との指摘を受けてきた。こうしたことへの対応として、03年5月に改正がなされ、04年4月から施行されることになった。

(2) 改正の概要

主な改正点についてみていくことにする。改正前のガイドラインでは、農薬や化学肥料の使用状況に応じた区分ごとの表示であったが、これを「特別栽培農産物」に統一した(表3)。特別栽培農産物については、それが生産された地域で慣行的に行われている農薬、化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が半分以下、化学肥料の窒素分量が半分以下で栽培された農産物とし、改正前の「無化学肥料栽培農産物」「減化学肥料栽培農産物」等の表示区分は適用の範囲外とされた。

また慣行の基準については地方公共団体が定めたもの、ないしはJA等が定め地方公共団体が確認したものとされ、削減の基準が明

表3 改正ガイドラインにおける表示の変更点

改正前ガイドライン

	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	無農薬・無化学肥料栽培農産物	減農薬・無化学肥料栽培農産物	無化学肥料栽培農産物
減化学肥料	無農薬・減化学肥料栽培農産物	減農薬・減化学肥料栽培農産物	減化学肥料栽培農産物
慣行	無農薬栽培農産物	減農薬栽培農産物	適用の範囲外



改正ガイドライン

	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	特別栽培農産物		適用の範囲外
減化学肥料			適用の範囲外
慣行	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

資料 農林水産省

確になった。さらに、農薬と化学肥料の削減割合や使用資材、使用回数・量について農産物の表示とともに記載する必要がある。

なお、改正前の「無農薬」「減農薬」等の表示については、04年4月以降に生産された農産物から表示ができなくなるようになった。

4 まとめ

環境保全型農業により生産された農産物の表示については、JAS法による有機農産物と今回のガイドライン改正による特別栽培農産物と制度上2つに区分される。

有機農産物については生産基準が厳しく、さらに認証手続きの手間、コストの負担等から生産者の対応が難しい。そのため、03年11月末で「有機」表示ができる生産者は4,474戸であり、環境保全型農業を実施している生産者のうちわずかな取り組みにしかしかすぎない状況にある。

特別栽培農産物については今回の改正により表示が一括りにされ、また削減基準等が明確化されたために、これまでの消費者団体等

からの指摘に対応することができるものといえよう。

今後の環境保全型農業の振興のためには、有機農産物よりも圧倒的に多く取り組まれている特別栽培農産物の生産に焦点を当てる必要がある。食の安全を求める消費者のニーズに対応し、特別栽培農産物の生産によって産地の生き残りを図ろうとしている生産者も少なくない。今回の改正により、流通業者や独自の表示制度を制定している地方公共団体では、ガイドラインとの整合性を図るための動きがでてくるものとみられ、生産者にとってどのような影響を及ぼすのか、今後の動向に注目したい。

(長谷川晃生)

<参考文献>

大日本農会『環境保全型農業の課題と展望』2003年7月
農林水産省『特別栽培農産物に係る表示ガイドラインQ&A』2003年11月

メキシコとのFTA交渉を考える

—豚肉問題を中心に—

1 はじめに

メキシコとのFTA交渉が進められている。2002年11月から始まった政府間交渉は昨年（2003年）10月のフォックス大統領の来日で一つのピークを迎えたが、結局、豚肉、オレンジジュースの無税枠を巡って交渉は決裂した。現在も交渉は継続中であるものの、先行きは不透明な状況である。

東欧革命以降、EU発足（93年）、NAFTA締結（92年合意、94年発効）を契機に世界的にFTAの流れが加速し、アジア地域においても、AFTA（ASEAN自由貿易地域、92年合意）、中国とASEANとのFTA構想などの動きがあり、さらにはEU拡大、FTAA（米州自由貿易協定）など、WTO交渉の一方で世界的に地域統合の動きが進んでいる。

日本はこれまでGATT（WTO）による多角的貿易体制を重視してきており、90年代には世界経済の地域主義的傾向を批判し、自らがFTAの当事者になることはなかった。しかし、日本もこうした世界の潮流に乗り遅れてはならないとし、「FTAを締結しない不利益」を被らないため、日本としてFTAを積極的に推進していくという方針に転換しつつある。日本は2002年に初めてシンガポールとの間でFTA（EPA：経済連携協定）を締結し、次にメキシコとのFTA交渉に入った。さらには、昨年12月より韓国とのFTA交渉を開始し、また日・ASEAN首脳会議（2003年12月）で、タイ、マレーシア、フィリピン

との間でFTA交渉の開始に合意した。

本稿は、こうしたFTAをめぐる状況を踏まえ、メキシコとのFTA交渉について豚肉問題を中心に考察し、今後のFTA交渉のあり方を考えてみたい。

2 なぜメキシコか

FTAの「流行」、世界経済の地域主義化の傾向は、EU、NAFTAが大きなインパクトを与えて起きたものであるが、その過程で、メキシコ、チリ、シンガポールのようにFTA締結に積極的な、ハブ的な存在になる国が出てきた。メキシコはNAFTAによって北米経済圏の中に組み込まれたが、2000年にはEUともFTAを締結し、現在は31ヶ国とFTAの締結関係にある。

NAFTAやメキシコ・EU間のFTAによって、メキシコに輸出している日本企業、あるいは現地工場を有している日本企業にとっては、米国やEUの企業に比べ条件が不利になっている。例えば、米国、EUの企業はメキシコに輸出する際に関税を払わなくて済むのに、日本から輸出する際には関税を払わなくてはならない（メキシコの平均関税率は16.4%）。また、現地企業が日本から部品を輸入しメキシコで製品化して輸出する場合は、その部品に対しては関税負担を免れるというマキラドーラ（保税加工制度）という制度があるが、2000年からはNAFTA向け輸出にはマキラドーラが適用されなくなった。それを補

う別の制度（産業分野別生産促進措置）ができたものの、手続きが煩雑であり国際協定に基づかない措置であるため、メキシコと取引関係を有する日本企業はメキシコとのFTAを要望している。

3 なぜ農業が問題になるのか

FTAや関税同盟は特定の国との間でのみ関税を撤廃するものであり、GATTの基本理念である最恵国待遇(特定の国を差別しない)の原則に反するものである。しかし、GATT成立当時、すでに存在していた関税同盟をどう取り扱うかという問題が起き、その結果、GATT協定の中に、一定の条件のもとでのみ関税同盟、自由貿易協定を認めるという条文（第24条）が設けられた。そのなかで特に重要なのは「実質的すべての貿易について関税その他の貿易障壁を廃止する」というものである。一般には「実質的すべて」とは「特定分野を一括除外せず、貿易額の90%以上の関税を撤廃する」という解釈が行なわれ、10%の範囲内では例外を設けてもよいとされており、現実には成立したFTAでは認められた範囲内で例外品目を設けているケースが多い。日本とメキシコとの間の貿易をみると、農産物の割合はメキシコの対日輸出で20.1%、メキシコの対日輸入で0.0%、輸出入合わせて6.6%であり（2001年）、農産物を一切除外しても「90%ルール」はクリアできる。

しかし、FTAは双方の合意によって成立するものである。日本の関税率は、数次のGATT交渉の結果、現在は極めて低い水準にあり（単純平均7.5%、加重平均2.5%）、特に、多くの工業品の関税率は既に0%になっている。一方、メキシコの平均関税率は16.4

%であり、工業品の関税率も10~20%のものが多い。2002年における日本からメキシコへの輸出（3,758百万ドル）のうち機械類が74.5%（電気機械29.7%、一般機械20.1%、輸送機機械19.9%）を占めているが、これらのうち一部はマキラドーラ等によって無関税になっているものの、それ以外は関税がかかっている。一方、メキシコから日本への輸出（1,785百万ドル）のうち機械類が48.5%を占めており、これらの関税率は0%のものが多いが、食料品（対日輸出の22.9%）には高関税のものがある。そのためメキシコは、自国の関税を撤廃する代償として、対日輸出を増加させる可能性のある農産物の関税撤廃（削減）を日本に要求している。日本は交渉の過程で約300品目の農産物の関税撤廃を提案したが、最大の輸出農産物である豚肉で合意できず、またメキシコが最終局面で日本の国内問題があるオレンジジュースの無税枠を要求してきたため決裂に至った。

メキシコのこうした対日要求の背後には、メキシコ農業の苦境がある。メキシコはNAFTAによって当時の経済的困難を脱出する活路を見出そうとしたのであるが、農業に関してはNAFTAによりマイナスの影響が現れている。米国の農業は補助金で支えられているのに対して、メキシコの農業にはわずかな価格支持政策しかなく、NAFTAによって関税が撤廃されてメキシコ農業は米国農業との厳しい競争にさらされている。こうした中で、メキシコの農民は、NAFTA成立後10年を経た現在、NAFTAの再交渉を求める運動を行っており、メキシコ側としては日本とのFTA交渉によって得るものがなければ国内的に理解を得られないという政治状況にな

っている（注1）。

4 メキシコの農業

(1) 概況

メキシコの国土面積は196万km²（日本の5.2倍）、人口は100百万人（日本の0.8倍）である。農用地面積は107万km²で国土面積の55%を占めるが、その多くは牧草地であり、牧草地を除いた農地（耕地）面積は27.3万km²（日本の5.7倍）である。また、農業就業人口は871万人で就業人口の21%を占めている（2000年）。

メキシコは南北に長く、高度の高い地帯もあるため地域差が大きい。熱帯、亜熱帯、温帯、砂漠地帯と気候も多様であり、米国国境地帯、中央の高原地帯、太平洋側の平原地帯、南部の熱帯地帯と、農業の形態も地域によってそれぞれ異なっている。また、先住民であったインディオの割合が25%あり、これらの人々は零細な農地で自給的な農業を営んでいる人が多い。

主な穀物はトウモロコシ1,900万トン、小麦325万トンであり（2002年）、そのほか、豆類、野菜類（トマト等）、果実類（マンゴ、バナナ、オレンジ等）、サトウキビも栽培されており、牛肉、豚肉、ブロイラーも多く生産している。しかし、NAFTAによって米国から多くの農産物が輸入されるようになっており、メキシコは、トウモロコシ555万トン、大豆407万トン、小麦271万トンを輸入している（99年）。

メキシコは、かつて「ラティフンディア」と呼ばれる大土地所有が支配的であったが、1910年のメキシコ革命以降、農地改革が進められ、農民に農地が分配されてきた。その結果、エヒード、コムニダーと呼ばれる共同体的土地所有が育成され、これらが農地面積の

約半分を占めるようになっている。しかし、これらの農地は零細で条件が悪く生産性が低いという問題があり、一方で、現在でも少数の大規模経営体が多く農地を所有しているという二重構造がみられる。

(2) 養豚業

次に、FTA交渉で問題になった養豚についてみてみよう。メキシコにおける豚の飼育頭数は1,078万頭で日本とほぼ等しく、豚肉生産量（枝肉ベース）は1,035万トン（2000年）で日本の約8割である。生産戸数は130万戸という統計があるが、これには自家消費用に1～2頭飼育している農家も入っており、商業的養豚経営は4,600戸で、平均450頭飼育している（注2）。

メキシコは豚肉の純輸入国であり、2000年で276万トンを輸入している（輸入先は米国が87%、カナダが8%）が、その一方で59万トンを輸出している（輸出先は日本が95%を占める）（表1）。豚肉の貿易については、口蹄疫、豚コレラの伝染防止のため、輸出できる国、地域が限られており、メキシコの場合も、米国国境沿いのソノラ州、南部のユカタ

表1 メキシコにおける豚肉需給動向（枝肉換算）

（単位：千トン、%）

年	1996	97	98	99	2000	2001
生産量	895	940	950	994	1,035	1,065
輸入量	59	82	144	190	300	300
輸出量	26	49	49	53	59	60
消費量	928	973	1,045	1,131	1,276	1,305
自給率	96.4	96.6	90.9	87.9	81.1	81.6

資料：USDA「Livestock and Poultry」

注：2001年は暫定値

ン州など一部の州に限られている。また、対日輸出を行なっている養豚経営は11社だけであり、そのうち3社で90%以上のシェアを有している。しかも、その一部は米国資本によるものである。ソノラ州、ユカタン州とも、日本に豚肉を輸出する際には、一度米国のロサンゼルスまで運び、そこから日本に向けて船積みされている。

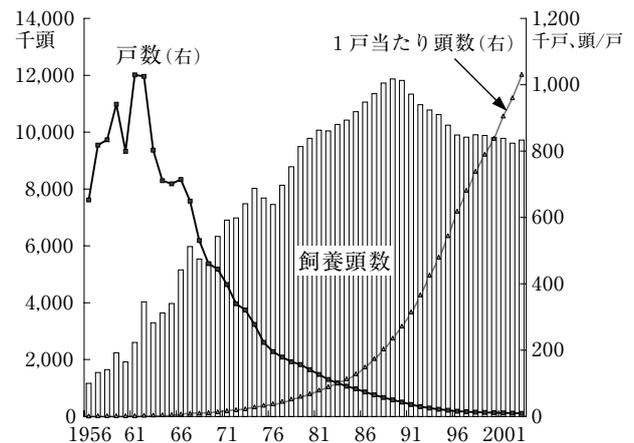
このように養豚業においても二重構造がみられ、現在問題になっている豚肉に関する対日要求はメキシコの養豚業のごく一部の利害を反映しているだけであると言えよう。

5 日本の養豚業

日本の養豚業の顕著な特徴は、小規模経営の離脱により経営体数が減少し、その中で1戸当たりの経営規模拡大が急速に進んだことである。例えば、1961年に養豚農家戸数は103万戸あり（日本の農家の6戸に1戸は豚を飼っていた）、1戸当たりの飼育頭数は2.6頭で、多くの農家は庭先で1～2頭飼育していた。それが、89年には10万戸を割り、2003年には9,430戸となり、1戸当たりの頭数は89年に236頭、2002年では1,031頭になっている（図1）。2002年では、2000頭以上の養豚経営による飼育頭数のシェアが50%に達している。

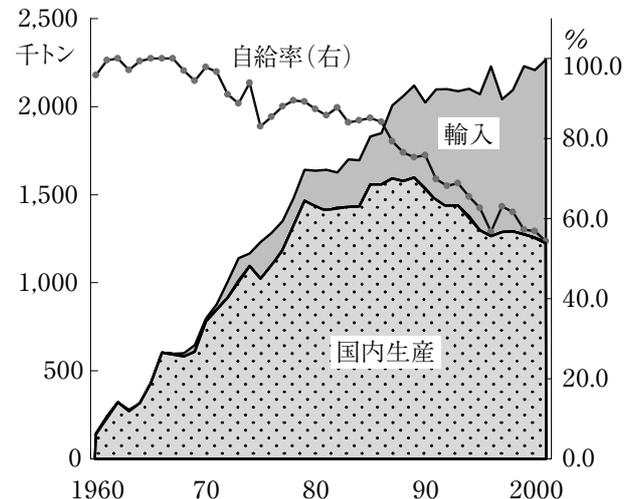
豚肉の生産量は80年頃まで順調に伸びたが、その後は伸び悩み、89年をピークにわずかな減少傾向にある。その一方で輸入が増大してきた。豚肉の輸入自由化が行なわれたのは1971年であるが、80年までは豚肉の自給率は90%を維持していた。しかし、80年以降、円高等により豚肉の輸入が急増し、2002年の輸入量は1,101万トン（枝肉換算）で、自給

図1 日本の養豚（飼育頭数、経営体数）



資料：農水省「畜産統計」

図2 豚肉の需給動向



資料：農水省「食料需給表」

率は53%まで低下している（図2）。なお、この間、全体として価格が低下したこともあって消費量は増加してきた。輸入先は、米国が最大で33.1%を占め、デンマーク（29.6%）、カナダ（21.0%）が続き、メキシコ（5.1%）は第4位である。メキシコからの輸入は、口蹄疫の発生によって台湾からの輸入が禁止となったために97年以降に増加したものである（表2）。

豚肉の価格は、円高、飼料価格の低下等によって低下傾向にあり、卸売価格は1975年

表2 豚肉の国別輸入量推移 (部分肉ベース)

(単位：千トン)

	米国	デンマーク	カナダ	メキシコ	韓国	台湾	その他	計
1992	67	149	26	0	9	204	12	467
93	68	133	29	0	11	203	11	455
94	75	133	28	5	11	241	10	503
95	109	109	28	6	16	249	18	535
96	143	122	41	15	35	267	43	663
97	150	153	61	29	62	9	55	517
98	165	145	67	33	93	0	42	546
99	177	209	96	37	76	0	59	653
2000	201	195	128	41	1	0	84	651
2001	243	216	157	41	0	0	49	706
2002	247	221	168	38	0	0	72	748

資料：財務省「貿易統計」

に743円/kgであったが、85年に601円/kg、2002年には469円/kgまで低下している。豚肉の価格は、ピッグサイクルと言われる循環的な価格変動と、需要の増減を主因とする季節的な価格変動があり、また輸入品の国内価格への影響を緩和させるため、差額関税制度、調整保管制度などの価格安定制度を設けている。しかし、傾向的な価格低下や環境対策(糞尿処理、悪臭等)のためのコスト増加により、都市近郊や小規模経営では養豚経営が困難になってきており、立地が中山間地域に移転し、東北、九州での生産割合が増大している。

6 FTAをどう考えるか

以上、メキシコと日本の養豚事情を簡単に説明したが、最後に、今後のFTA交渉について考えてみたい。

メキシコとの間で豚肉の関税を撤廃すること、あるいは無税枠を設けることは、他の国(米国、デンマーク等)からの輸入を減らすことになり、その結果、これらの国がさらに無税枠、関税撤廃を要求してくる可能性があ

表3 日本とメキシコの豚肉コスト比較(肉豚1頭あたり)

(単位：円)

項目	メキシコ A	日本 B	差額 B-A
と畜経費	500	3,000	2,500
飼料費	6,300	10,850	4,550
衛生費	300	1,800	1,500
環境対策費	0	2,000	2,000
畜舎経費	700	2,600	1,900
労賃	400	4,500	4,100
計	8,200	24,750	16,550

資料：全国養豚協会作成

注：生体115kg、枝肉換算76kg

る。そうすると差額関税制度が機能しなくなることになり、豚肉価格が低落し、日本の養豚経営を悪化させることになろう。メキシコと日本の豚肉のコストを比較すると、メキシコのコストは日本の3分の1であり、特に労賃、衛生・環境対策費など縮小が困難な部分が多く、日本の養豚を維持するためには国境措置がどうしても必要である(表3)。

これまで積極的にFTAを締結してきたメキシコであるが、近年ではこれまでのFTA路線の再検討が迫られている。最近のNAFTA見直し論議に現れているように、NAFTAはメキシコ農業、農民にマイナスの影響を与えた。メキシコは確かに日本からの投資を必要としているかもしれないが、日本とのFTAを早く締結しなければならないという差し迫った理由は実はあまりない。また、米国、EUにとっては、メキシコが日本とFTAを締結しないほうが競争上の有利を保てる。こうした事情が、メキシコが必ずしも日本との交渉に本気になりきれていない理由であろう。

日本としても、今後のFTA交渉に際しては、国内農業への影響を十分検討し、拙速な合意にならないよう十分留意する必要がある(注3)。取り返しのつかない事態になってから対策をとるのではかえってコストが高つく可能性があり、国内農業への影響が大きいFTAは締結しないほうがよく、締結したとしても十分な例外措置をとる必要がある。また、もし例外措置をとれないのであれば国内農業を維持するための価格・所得政策を導入する必要がある、日本の産業界がそれでもFTAを締結したいのであれば具体的な対案を提示する必要がある。

メキシコのNAFTAでの経験は日本にとっても示唆的である。近年、ASEAN諸国とのFTAを望む声が産業界や一部の学者から大きく出てきているが、誰のためのFTAなのかを冷静に考えてみる必要がある。FTA、「自由貿易」は、結局は多国籍企業、輸出業者のためであることは否定できないと思う。相手国の国民、農民、地場企業は本当に日本とのFTAを望んでいるのか。環境への影響はどうか。貧困問題、環境問題、食料安全保障との関係など、幅広い観点からの検討が必要であろう。環境問題、労働問題はNAFTAの締結論議の際に米国で大きく取り上げられた問題であり、その結果、NAFTAの中で環境、労働に関する補完協定が結ばれた。日本におけるFTA論議のなかでは、環境、労働の問題はほとんど取り上げられていないが、ASEAN諸国とのFTA交渉では、環境、労働の観点からの検討も行なわれるべきであろう。

現在の日本でのFTA論議は極めて底が浅く、視野が狭く短期的である。WTO体制の

あり方も含め、21世紀の世界経済体制、世界貿易体制の再構築、ブレトンウッズ体制の再検討という広く深い視点でFTAの問題も論じられるべきであり、その上で、東アジア地域の経済連携を、単に自由化、自由貿易という枠組みだけではなく、より広い観点から構築していく必要がある。その意味で、農村開発、環境対策も含めて共通政策を展開しているEUの事例からは学ぶことが多いと思われる。(清水徹朗)

(注1) 農林水産省海外農業情報(メキシコ)「農業生産者からNAFTA再交渉を求める声」(2003.01.05)、「NAFTA関税撤廃で農業団体に危機感」(2003.01.06)、「日本とのFTA交渉」(2003.11.05) [http://www.maff.go.jp/kaigai] 農業情報研究所「NAFTAはメキシコの雇用に貢献せず、環境に悪影響—カーネギー財団」(2003.10.20) [http://www.juno.dti.ne.jp]

(注2) 全国養豚協会メキシコ派遣団によるメキシコでのヒアリングによる。

(注3) 韓国は2003年2月にチリとのFTAに署名したが、国内で農業団体等の反対に会い国会で批准できない状況にある。韓国のFTA政策は最初から躓いた状況になっている。

参考文献

渡辺裕一郎、樋口英俊「メキシコの豚肉産業の概要」(農畜産業振興機構『畜産の情報(海外編)』2001.12)
清水徹朗「自由貿易協定と農林水産業」(『農林金融』2002.12)

「食」の外部化の進展と食品企業の成長

—「川下」の変化と国産農産物の課題—

要旨

外食や中食、加工食品や調理食品の利用を含め、調理そのものを外部から購入したり、サービスを買う形態へ家計が変貌している。こうした「食」の外部化の進展に伴い、CVS（コンビニ）や外食産業、惣菜などの中食産業、宅配サービスなどと結びついて、新たな企業群とフードシステムを構成する主体間の関係が形成されている。

こうした企業の食材調達行動は、業務用需要を拡大させており、農産物の供給構造にも影響を及ぼしている。消費者ニーズは、より利便性や簡便性を求める方向にあり、「川下」の変化に対応して、供給過程全体を視野においた販売事業の展開が求められる。

はじめに

「食」の動向を考える場合、注目して置かなければならないことの一つに「食」の外部化がある。従来は、肉や野菜などの食材を小売店やスーパーなどで購入し、家庭内で調理し、家庭の食卓で食べるという食生活が一般的であった。

これに対し、70年代ごろからファミリーレストランやファーストフードなどの外食チェーンが進出し、特に80年代にかけて外食産業が発展した。さらに、現在は、コンビニ弁当や百貨店の地下食品売り場に代表されるような、外食と家庭内食の中間的な形態である中食の分野が急成長している。

こうした、外食や中食、加工食品や調理食品を含め、調理そのものを外部から購入したり、サービスを買う形態へ家計が変貌している。このような変化は、食品産業の発展と新たな主体間の関係を促し、農産物の供給構造にも大きな影響を及ぼしている。本稿では、

「食」の外部化の進展に対応した食品企業の成長と、こうした「川下」の変化に対する国産農産物の課題について考察をおこなったものである。

1 「食」の外部化・サービス化の進展

(1) 「食」の外部化の社会的背景

「食」の外部化を促した要因の一つとして、女性の社会進出ということがあげられる。現在、日本の総人口は1億2千7百万人、うち15歳以上で、修学や家事に従事している人を除いた女性の労働力人口は約2千7百万人である。このうちパートを含めた雇用者は急速に増えている（表-1）。

また、人口構成における高齢化の進展や少子化・核家族化、単身世帯や夫婦のみ世帯の増加といった世帯構造の変化は、「外で食べる」「買ってきて食べる」という消費者行動を促し、「食」の外部化を促進している。さらに消費生活を含めたライフスタイルの変化

(表一) 労働力人口の推移

(単位：万人)

	1970年	1980年	1990年	2000年	2002年
総人口	10,357	11,683	12,354	12,688	12,740
労働力人口(総数) ^(注)	5,153	5,650	6,384	6,766	6,689
労働力人口(男性)	3,129	3,465	3,791	4,014	3,956
労働力人口(女性) A	2,024	2,185	2,593	2,753	2,733
うち女性雇用者 B	1,096	1,354	1,834	2,140	2,161
B/A	54%	62%	71%	78%	79%

資料：総理府統計局『労働力調査』

(注) 15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもので、通学、家事、高齢者などで就業の意志がない者は除かれる。

等は、「食」の外部化の社会的背景を考えるうえで、重要な要因と考えられる。

消費者が「食」に何を望んでいるかが重要で、本稿では多様な消費者ニーズの中から、特に利便性・簡便性ニーズに着目する。

(2) 利便性・簡便性ニーズへの対応

利便性・簡便性ニーズに、最も適応したのがCVS(コンビニエンスストア、以下「コンビニ」という業態である。小売業態では、コンビニ、料理品小売業が相対的に高い成長を遂げている。コンビニの部門別売上構成の推移では、特に弁当類・サンドイッチなどが大きく伸びているのが特徴である。

こうしたコンビニの成長に伴い、「弁当・おにぎり」「サンドイッチ・調理パン」「調理麺」「カップサラダ」「日配品」といった領域で、新たなフードシステムの形成が進んでいる。

(3) 外食産業の動向

外食産業発展の大きな契機となったのは、外資系企業の進出とチェーン展開である。70年代初頭に、マクドナルドやケンタッキーフ

ライドチキンのような代表的なチェーンが日本に進出した。その後急速な成長を遂げ、外食産業は80年代には既に一般化し定着化した。

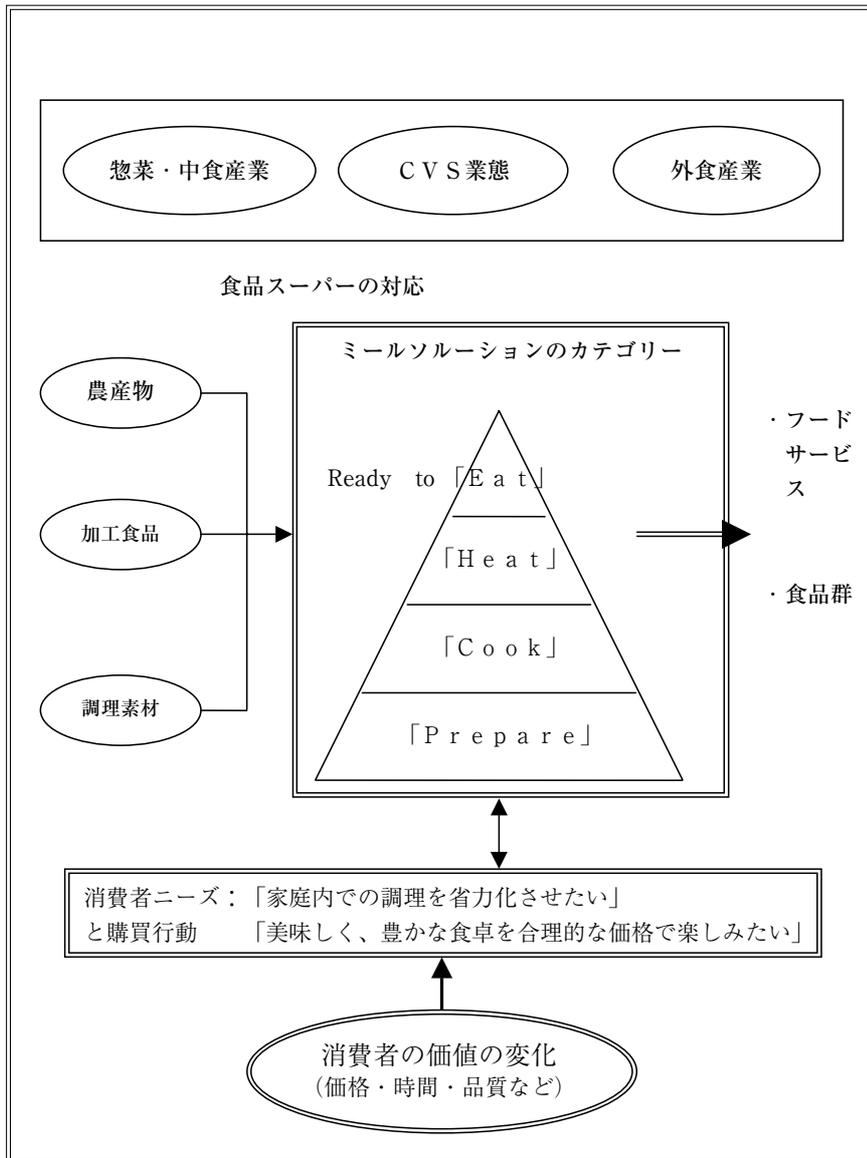
外食産業の成長で特徴的なことは、業務用需要という分野を作り出していったことである。特にチェーン展開による店舗運営の標準化やマニュアル化を進め、結果として食材調達

行動に大きな影響を与えた。外食産業の食材調達は、提供するメニューから、必要な食材の調達計画がたてられる。調達する食材は、農産物、畜産物、水産物、加工食品など多品目に及び、総合的食材調達ニーズを有している。また、厨房作業のアウトソーシング化やマニュアル化の進展で、業務用加工食品の利用ニーズが強く、農産物や加工食品需要に大きな影響及ぼしている。こうした外食産業の食材調達行動は、中食産業やコンビニ等にも取り入れられた。

(4) スーパーにおけるミールソリューション

ミールソリューションは、米国の食品スーパーの業界団体により提唱された概念で、消費者の「食」に関する課題を解決しようとする取組みである。例えば、女性の社会進出に伴い「家庭内での調理を省力化させたい」といったニーズは強いものがある。これに対し、ミールソリューションでは、Ready to「Eat」(そのまま食べられる状態)、同「Heat」(温めれば食べられる状態)、同「Cook」(半調理の状態)、同「Prepare」(食材が用意された状態)といったコンセプトに基づき、よりフードサ

(図-1) ミールソリューションの概念



資料：筆者作成

サービスの提供ということに注力している（図-1）。

具体的には寿司や弁当、惣菜やテイクアウト商品、鍋料理など具材のセットされた製品や調理済冷凍食品の提供などにより、素材の提供から食事（ミール）の提供への転換を目指すものである。こうした概念に基づく食品スーパーの変化は、これまで素材を中心に供給してきた量販店向食材供給に大きな変革を

もたらしている。これは、スーパーへの外食やコンビニのシステムの導入ともいえる。

2 利便性・簡便性ニーズと食品企業の成長

(1) コンビニと結びついた食品企業の成長

a POSシステムの活用
コンビニの発展には、POS（販売時点情報管理）システムによる消費者情報の把握ということが基盤となっている。POSシステムは、第三次産業、特にチェーン展開をおこなう小売業態において早くから必要性が認識され、近年は外食産業や各種サービス産業にも広く導入されるようになっている。

POSシステムによって、単品情報と顧客情報を簡便

に収集できるようになり、販売動向の分析や内部管理にも利用されている。POS情報によって、小売業態はマーチャндаイジング(以下「MD」)の主導権を握ったといっても過言ではない。

特にコンビニのMDでは、限られた売り場面積で、売れ筋商品や指定単品の動向をきめ細かくウォッチすることによって、消費者ニーズに迅速に対応できるようになっている。

また商品開発担当者ごとに管理情報が出力され、「結果がストレートに数字にでる」ので、PB商品の開発も効果的なものになっている。

b 商品開発の特徴

コンビニの商品開発は図-2のような流れとなっていて、フランチャイズ・チェーンにおける商品開発の特徴を有している。POS情報等に基づき、マーチャンダイザーは単品の販売動向や顧客動向を把握する。これに基づき、売れ筋や、逆に売れ行きの悪い商品の検証をおこなっている。検証データに基づき、その原因や販売予測をおこない改善策をたてる。

コンビニの商品開発部門は、定期的に開発会議等をもって、商品の見直しをおこなっている。カップサラダであれば、コンビニの商品企画担当者、味の素やキューピーなどの食品企業、ベンダー（納入業者）、ベース（基礎的素材）を供給するカット野菜会社、包材会社などが参加している。商品コンセプトの検討をおこない、各社が提案す

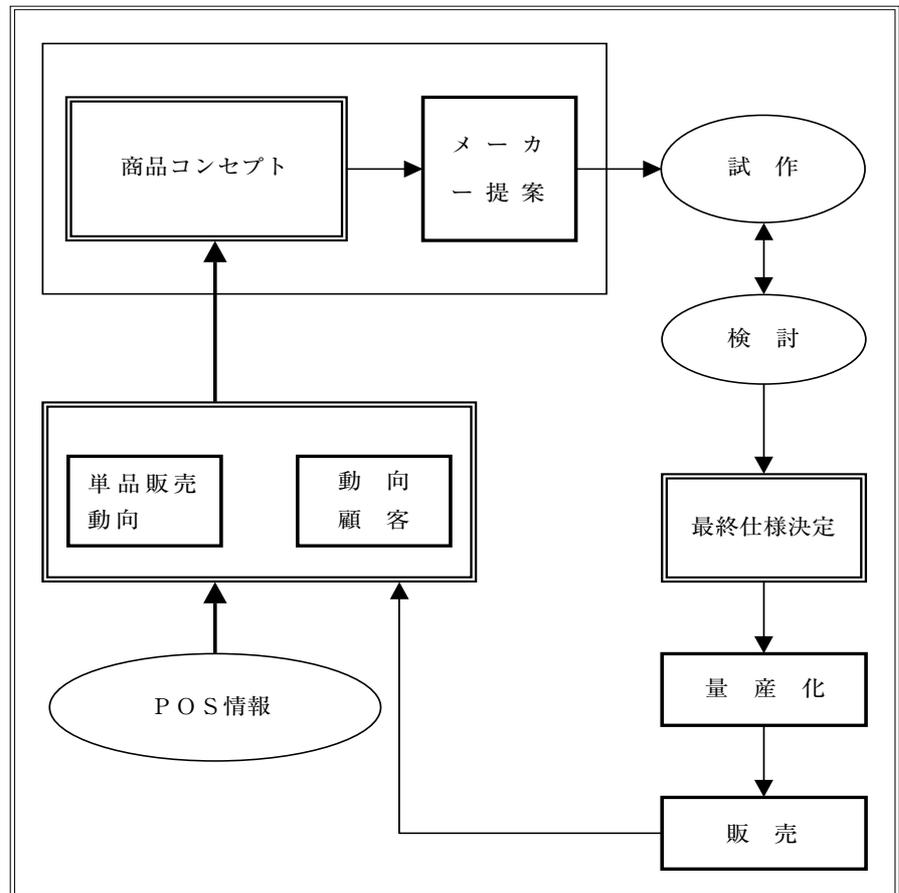
る。商品コンセプトに基づいて、試作、検討を繰り返し、最終的に仕様を決定する。

こうして決定された商品は量産化され、店舗に供給される。店舗では、POSシステムにより販売動向がチェックされ、こうしたプロセスが繰り返される。

c コンビニと食品企業の成長

コンビニの成長に伴い、弁当・おにぎり、サンドイッチ・調理パン、カップサラダ、調理麺などの領域で、新たな企業群が形成されている。実際、コンビニと結びついて成長している企業は、かなり存在する。例えば、調

(図-2) FCチェーンにおける商品開発の流れ



資料：筆者作成

理パンの分野におけるS社があげられる。山崎製パンの関連会社で、1980年に山崎製パンの100%出資により設立された。現在は資本金10億円、売上高は500億円を突破している。同社の事業内容は調理パンや米飯類、惣菜類の製造・販売であり、中食マーケットのリーディング・カンパニーとして、業界最大手に数えられる企業に成長した。

野菜の分野においては、V社がよく知られている。1969年に青果物の仲卸として設立され、首都圏の西部、昭島地方卸売市場などに買参権をもっており、青果卸売業としての性格を持っている。同社の場合、コンビニ企業の首都圏西部地域のベンダーに対する野菜の供給機能を果たすことによって企業成長を遂げた。現在、資本金は4億7千万円、売上高は400億円を越えている。

米飯・おにぎりでは、W社が典型であり、03年8月には、東証一部上場も果たした。1975年に米飯類の製造・販売を開始し、特定のコンビニ向けに特化することで企業成長を遂げた。03年2月期の連結決算では売上高は1,100億円を突破し、中食産業のトップ企業に成長した。

(2) 外食産業と結びついた企業成長

外食産業は70年代から80年代にかけて大きく成長したが、その成長を支えたのが、ファミリー層や若年層を中心としたニーズである。また、店舗運営面ではマニュアル化によるパート雇用の活用とチェーンオペレーションで、プロの調理人を必要としない食材調達がベースとなった。外食産業の成長は、食材を供給

する企業の成長を促した。その代表は、業務用冷凍食品製造業である。

例えば、N社は山形県の代表的な缶詰パッカーだった。山形県は果実王国といわれるほど、多種類の果物の生産がさかんな地域で、主要な果実缶詰パッカーが工場を置いていた。N社の場合、ブランドオーナーのコンビーフなどもつくっていたが、業務用冷凍食品に早くから着目し、冷凍食品会社への転換をはかった。ハンバーグや牛丼などの製造工場を拠点化し、自社の販売会社による販売力強化もはかった。現在は、株式上場も果たし、資本金14億円、売上高400億円に達する会社に成長し、従業員も900名弱と地元の雇用創出にも大きく貢献している。

A社は、広島県に拠点を置く業務用食品の製造・販売会社で、玉子焼きなどの得意分野で強みを発揮し、資本金11億円、売上高268億円の企業に成長した。同社の原点は、個人創業の玉子焼きである。同社の成長には、直営すし店をアンテナショップとして設置し、消費者の志向や売れ筋を商品開発に生かした点もあげられる。また、チルド物流にも早くから着手し供給体制を整備していった。

(3) 食品スーパーのMDと食品企業

食品スーパーのMDには、大手食品会社が深く関与している。こうした食品企業なくして、スーパーの効率的運営は困難とさえいわれる。例えば、スーパーの食肉担当者は、消費者のニーズを満ち、日々の安定供給に対応していく必要がある。国産牛肉、輸入牛肉、豚肉、ハム・ソーセージ類、食肉惣菜などの

調達に及ぶ。

食品スーパーの食肉売り場のMDには、日本ハムや伊藤ハムなどの大手企業や、中堅の食肉卸、食肉加工メーカーなど複数の企業が関わっており、日々の供給をおこなっている。食肉加工メーカーといえば、ハム・ソーセージというイメージが強いが、食肉販売のウエイトが高くなっている。現実には、食肉卸と食肉加工メーカーの区別はなくなっている。食肉会社がスーパーの食肉バイヤーのいわば元受機能を果たしており、バイヤーのニーズをすべて受けて、それに応えるという仕組みをつくっている。これに伴い、直営やグループ企業だけではなく、OEMの関係や協力会社が重要性を増してきている。

(4) 宅配サービスの成長

宅配サービスの成長も、女性の社会進出や、高齢化、核家族化に伴う消費者ニーズが背景になっており、食材の無駄、食費の無駄、時間の無駄を省くという利便性ニーズへの対応が基本コンセプトとなっている。

T社の場合、最終調理品にあわせて食材とレシピを提供するサービスと、食材を提供し調理は顧客の裁量でおこなうサービスを基幹業務としている。宅配サービスの運営は、2週間分の夕食メニューとレシピを掲載したカタログを配布して、ファックスで注文を受けるといった方式をとっている。

宅配サービスに対するニーズは年々高度化しており、外食産業やコンビニ、スーパーの惣菜などとの競合も厳しくなっている。同社の場合、コンビニ利用層と明らかに差別化し

たいとしており、家庭の味というか毎日食べてあきない食事の提供を目指している。

(5) 惣菜企業の成長

百貨店の地下食品売り場の惣菜コーナーなどでは、外食や中食との中間的な形態もでてきている。プロの料理人の技をみせながら、惣菜などを提供しようとするものである。米国の外食産業や小売業態で展開されていた形態が日本に導入されたものである。

例えば、K社は、三重県桑名市に本店を置く牛肉しぐれ煮の老舗だが、レストラン事業や惣菜事業にも進出した。外食・惣菜企業は1社でいくつかのカテゴリーをカバーしているが、同社の洋風惣菜部門の場合、1998年の1号店出店以来、順調に出店数を伸ばしている。百貨店への出店が主体で、プロの技を見せる洋風惣菜、創作惣菜をメインに展開をはかっている。

また、R社という会社の場合、コロッケを基幹商品として売上高388億円に達する惣菜製造・販売の代表的企業に成長した。馬鈴薯をベースとした事業展開を進め、百貨店の地下惣菜売り場を中心に出店し、業績を伸ばしてきた。

3 「川下」の変化と系統の販売事業

(1) 業務用需要への対応

業務用需要の増大に伴い、従来の供給体制では、対応できない領域が拡大している。特に、外食や中食産業向けの供給体制の整備が急務となっている。

例えば野菜については、業務向けの供給体

制が不十分なために、輸入の増加を招いた。野菜の輸入は、従来加工用向け原材料としての塩蔵、冷凍野菜の輸入が中心であったが、外食等の需要の増加に対応して、国内生産が脅かされる状況になり、一般セーフガードの暫定措置の発動までに至った。

国産野菜は、「卸売市場を経由して量販店へ」というルートが主体であり、これに対する供給体制はかなり充実している。しかし「食」の外部化という現象の進展は、量販店を経由するホール野菜の供給を減少させる方向に向かう。業務用需要に対しては、より組織的な対応が必要であり、供給過程全体を視野に置いた販売体制の構築が求められる。

(2) 系統の販売事業の課題

a 生産段階

J Aの生産者組織は品目別組織が圧倒的に多く、卸売市場を前提とした部会組織になっている。生産者段階では、委託販売による市場出荷だけではなく、数量や価格、出荷時期等の目安がつく契約出荷を希望するニーズもある。品目にもよるが、市場出荷と契約出荷を組み合わせるリスク分散をはかる取組みも見られる。

例えば、あるJ Aの生産者組織の場合、野菜部会の中にレタス専門部会があるが、契約出荷と市場出荷を区分している。契約レタスの仕向先としては、外食産業、中間納入業者、カット野菜業者、コンビニエンスストア等多岐にわたる。

生産段階においても、契約部会のような形で、業務用需要に対応する部会構造の構築が

求められる。

b 集・出荷段階

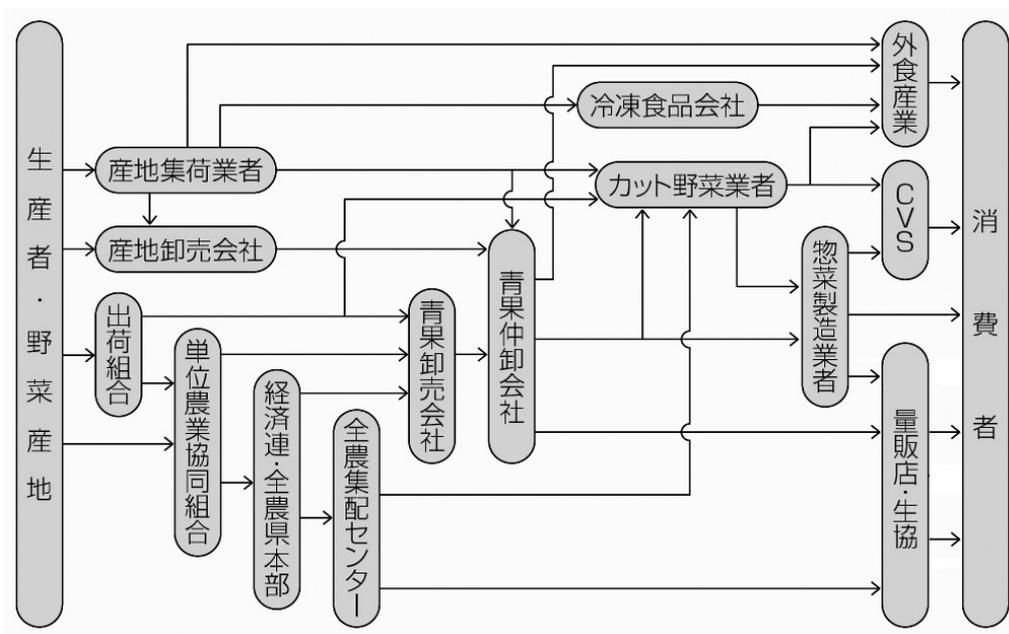
業務用需要への対応は集・出荷段階でも必須であり、系統の販売事業も、集荷から販売に軸足を置いた展開が必要である。

業務用需要に対応するためには、周年安定供給が前提となる。農産物は自然条件の制約もあって、収穫期は集中する。このため、単位JA段階での対応には限界があり、産地間をつなぐコーディネーター機能が必要となる。これに対処していくためには、卸売市場との連携や全農集配センターの機能強化、県域・広域・全国域の協同会社の活用などの方策が考えられる。これにあわせて、物流や決済、卸売市場法などの制度面の整備もはからなければ、系外出荷を加速させることになると懸念される。

c 「川下」段階

外食産業等の実需者への対応をはかるためには、実需者ニーズに総合的に対応できる元受機能が不可欠である。実需者の食材調達行動は総合的なものであり、これに対応しうる主体間の協力関係、連携関係の構築が求められる。野菜について業務用需要に対応していくためには、多品目の野菜を安定的に供給できる青果卸的機能やカット野菜、冷凍野菜など一次・二次加工に対応できる機能が必要で、食品産業との連携関係が前提となる(図-3)。

(図一 3) 野菜供給における連携関係の概念図



資料：筆者作成

むすび

「食」をめぐる環境は大きく変化しており、加工食品や外食、中食の利用が進んでいる。これに対応して、特に業務用需要に対する国産農産物の供給体制の整備が重要性を増している。しかし外食や惣菜向けにおいても輸入依存はむしろ強まっていると推定され、ギャップが大きいのが現実である。これは、穀物・大豆、野菜・果実、畜産物等主要な農産物に、ほぼ共通する課題となっている。現状、国産農産物の供給はこうした実需者のニーズに十分対応できていない面がある。

農産物の生産や実需形態は、品目により相当異なり、生産から消費に至る過程における主体間の関係が十分把握されているとはいえない面がある。生産した農産物がどういう過

程をへて消費されるのか、安定供給を総合的に検討する必要性は高い。特に「食」と「農」との間に様々な主体が介在するようになり、それをつなぐ取組みが一層重要性を増している。

消費者ニーズは、より利便性や簡便性を求める方向にあり、こうしたニーズに対応するために、供給過程全体を視野に置いた販売事業の展開が求められる。

(鴻巣 正)

消費者の求めるトレーサビリティ

近年、食品分野でトレーサビリティが注目を集めている。主に、BSE問題や虚偽表示問題等を契機に失った食に対する消費者の信頼を取り戻すために、生産者あるいは流通業者が取り組んでいる。

トレーサビリティの概念については、国際食品規格の策定を行っているコーデックス委員会（CODEX）の一般原則部会で議論中という状況であり、国際的に統一した定義はまだ行われていない。この点、農林水産省では、「食品の生産、加工、流通等の各段階で原料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすること」と定義し、「食と農の再生プラン」（2002年4月策定）において食の安全と安心の確保に向けた対応の一つとしてその導入を打ち出している。すなわち、牛肉についてのトレーサビリティを法定・義務化するとともに、他の食品については生産者や事業者が自発的、任意に取り組むものとして位置づけている。2003年4月には、農林水産省がそのためのガイドラインを公表し、さらに各食品の特性を踏まえたシステム開発や実証試験の支援も行っている。さらに、関連機器メーカーやシステム開発会社等のトレーサビリティ支援サービスの開始も伝えられるなど、その導入は加速化の方向にある。試行錯誤の部分もあるだろうが、一定程度普及した段階ではその検証も必要であろう。

現在研究テーマの一つとしているのが、水産物に関してのその検証であり、消費者の求めるトレーサビリティの内容・あり方、あるいは流通面への影響といった視点で捉えたい

と思っている。多くの企業、団体あるいは自治体によって、さらに生産者や流通業者等さまざまな立場からのトレーサビリティにかかる取り組み事例が見聞されるが、一般に生産履歴に関するものが多い。しかも、品質や安全性保証につながるものとはいえ、個々の商品の差別化やブランド化を目的としたいわば商品識別システムの段階にとどまっているものとみられるものが多い。しかし、消費者が望んでいるのは、商品の差別化ではなく、安心して食品を購入するための環境整備にあるのではないだろうか。消費者は生の情報を見せられても安全かどうかは確認できない。これが原点だと考える。

水産物に関していえば、例えば養殖魚の事例がある。開示されている生産履歴は、漁場位置や環境、稚魚の購入先、ワクチンや薬品の投与（薬品名、休薬期間）、飼料の種類やメーカー等、実にきめ細かい。専門家がみればまったく問題ない魚となるのだろうが、素人の立場では、「ここまで開示していれば自信があるのだろう。したがって安心できるのだろう」程度の理解となる。さらに、生鮮食品の場合は、加工食品に比べて流通過程における危害要因も多く、経路や温度管理等も重要となるが、このような情報が不足するなど課題も多い。

現時点では、消費者の食に対する信頼を取り戻すためのキーワードが「表示」と「同一性（表示のものに間違いがない）」であり、トレーサビリティはそれを支えるシステムの一つと考えている。より多くの事例を参考に、研究を進めていきたい。（出村雅晴）

『山里のごちそう話 —食・詩・風土再考—』

谷川俊太郎・内山節・北沢正和 共著（ふきのとう書房）

題名と著者を見て、「面白い本が出たものだ」とまず思った。当誌のぶっくレビューで取り上げるのだから、「山里の話であり、食物の話」ではあるのだが、語っているのが、詩人・山里在住の自然派哲学者・料理人なのである。まさに語っているのであって、対談集である。詩の好きな人、哲学の好きな人、料理や食べ物の好きな人、もちろん、山里の好きな人にもこたえられない本である。

構成がまた面白い。「前口上」が料理人。第一幕が、「食いしん坊の哲学者、大いに語る」（其の一 食再考、其の二 暮らし再考）

続いて、「幕間」が「風土という記憶」（哲学者）。

第二幕が、「詩人と哲学者、自然と美、表現を語る」（其の三 山里再考、其の四 表現再考）続いて「幕間」が「風の弁」（詩人）。

第三幕が、「蕎麦打ち職人、大いに窮する」（其の五 村の文化再考、其の六 生き方再考）となり、農、食、山里、村、文化、風土、時間、人間、人生、表現、果ては山里の女性から見た男性像にいたるまで縦横無尽に語られる。内容はすこぶる多彩かつ詩的哲学的に深く、既成の概念では捕捉困難である。小生のごとき若輩は、ただただあっけにとられて書評はちょっと心もとなくもある。それでも、頑張れば、「詩人、哲学者、料理人が山里をおおいに歌ってくれる」。

詩人は「地面ていうのはもともとどっかいお皿で、上には食べきれぬほどのご馳走がてんこ盛」と言い、哲学者は、「僕の魂は時間がじっくり蓄積された山里に帰りたい」と言い、料理人は、「その大地と時間のなかで、詩人の詩や視点、哲学者の哲学が、自分の一

番のレシピ集だ」と言う。

さらに哲学者は言う、「風土とは、長い自然の時間と人間の時間が蓄積されて生まれた」と。詩人は言う、山里で農をやってくれている人たちが風土を造ってくれて、ほくら都会に住んでいるものは、風になって吹いてくる、何かを運んでくる、と。受けて料理人は言う、山里には行為や時間の蓄積があり、それが豊かな食材になり、自分は、それをいただいて接着材で貼り付けて料理を造る、と。

何かがある。えもいわれぬものが。魂のように大切に、言葉では詩人をもってしても簡単には言えない何かが。山里に。詩人と哲学者と料理人は、それを見つけたのだ。人間にとってどうしても必要な、だからこそ絶対に大切なものを。それでも、少しも興奮せず気取りもせず告げようとしている。山里という場所だからこそできる仕方で。

ゆったりとした場所があり、ゆっくり時間が流れ、人々がまだかかわりを持って生きている。大地のゆたかな恵みがあり、ゆたかな人生が広がる。たとえ、詩人のように都会人であろうと、哲学者のように、山里と都会と半々の生活であろうと、語り合えるのはここだ、人が存在するのはここだ、と思い、死ぬならここしか考えられない、と哲学者に言わせるものが山里にはあるのだ。

「農や食に携わるものが持つえもいわれぬ誇り」がそこには満ち満ちていた。そんな一冊である。たまには、肩のこらないものを読んでみられては。地産地消のスローフード、スローライフのお話。

（2003年2月 1,400円＋税 148頁）

（秋山孝臣）

消費者への情報公開と連携

私の所属するJAは合併により2,000名の組合員を抱える大農協です。合併と同時に水稻部会が発足し、現在1,200名の会員がいます。当初は地域の特性の違いから、まとまりがとれないこともありましたが、米の需給状況が悪化する事態にいたり、現在では会員の結束力が強くなってきています。

今では当たり前になっている栽培履歴も組合員には5年以上も前から提出してもらっており、トレーサビリティ問題では我がJAにおいて何の問題もなく取り組むことができます。また、秋の風物詩？として行われていた稲わらの焼却についても、収穫後の田圃に消費者を呼び込む方法を模索しました。青森県の取組事例から学んで「稲わら差し上げます」事業を展開し、毎年千人以上の人が出てきます。今ではほとんどの農家が稲わらを堆肥や飼料として活用しています。

また、部会発足当初から誘蛾灯とすくい取りによるカメムシ発生予察を行っていましたが、昨年よりインターネットを使い誘蛾灯の映像をリアルタイムに発信。発生状況の数値を公開して農家はもとより消費者の皆さんにお知らせしています。この事により unnecessary 農薬の散布を控え資材代の抑制にもつながっています。今後はこのITを利用して、消費者が家にいながら農作物の生育状況を観察できるシステムを構築したいと考えています。

これから先、私たち農業者は消費者に対して媚びるのではなく、農業が抱える問題を消費者とともに考え行動して行かなくてはならないと思っています。

(北海道岩見沢市 森井克幸

JAいわみざわ水稻部会 会長)

集落営農に取り組んで15年目の秋を終えた。平成元年、土地改良事業をきっかけに集落の将来農業の受け皿に完全協業経営を選んだ。先発隊15戸が20ヘクタールでスタートし、今では24戸30ヘクタールとなり集落の6割を占めるに至った。参加農家に一番良かった事とは聞くと「農業に対する不安が払拭できたこと」と返ってくる。しかし、人任せで無く、労働力提供を参加の条件にしたことは正解だった。営農部の指示による所有面積比例の勤務と、年配者を中心に時間や時期に制限の無い請負作業を組み合わせている。毎年毎年同じような作業の繰り返しであるが、試行錯誤とみんなの知恵と工夫で多くの経営技術を積み上げてきた。どこも高齢化と担い手不足が大きな課題であるが、しっかりした経営手法で臨めば、定年退職組が組織の中心で頑張っていく、そんな形も悪くない。

暗中模索で取り組んだ集落営農方式は、滋賀県の農業施策の中心に置かれ、14年12月の「米政策改革大綱」では、「法人化を目指す集落型経営体」が担い手として、認定農家とともに位置づけられた。農業の厳しさは、農業者の実感の無いまま、消費者重視と市場原理導入という名の下、新しい局面を迎える。作る事しか知らなかった今までの稲作農家。先祖の土地を一生懸命守ってきた兼業農家。果たしてこの局面を乗り越えられるのか。スーパー稲作経営でも11,000円を切ると続けられない厳しい経営になると言う。こんな脆弱な体質の日本稲作農業を、本当にこの消費者と市場の二つのキーワードだけでひっぱっていけるのか。農業者ももっと取り組もう。大綱任せでなく。

(滋賀県蒲生郡蒲生町 西村紳一郎

横山生産組合営農部長)

ジェンダー視点からみた「JA活動に関する全国一斉調査」

国際婦人年（1975年）以降、女性の置かれた状況を改善するためには、その改善の足取りをリアルに把握することが重要な武器になるとして、統計の重要性が広く論じられるようになった（ジェンダー統計）。95年の第4回世界女性会議においても、あらゆる政策にジェンダー視点を盛り込む考え方を明確に示すとともに、性区分をもつ統計の整備を盛り込んでいる。

わが国においても、男女共同参画基本計画の中で統計調査等の充実をあげており、02年度には重点的に取り組んできたが、その実施状況を調査した男女共同参画会議も「性別区分」、例えば「リーダー等についての女性割合」を重視したとしている。

それでは、ジェンダー視点から「JAの活動に関する全国一斉調査」（全中）を見てみよう。最近時（02年4月）の調査結果が示す女性の現状は表の通りであり、このテンポでは3年前のJA全国大会で設定した目標（注）には到底及ばない。統計は改善の足取りをリアルに物語っていると見えよう。同時に、この表では同調査が開始された81年以降、女性の現状把握に関してどのよう

な設問をしているかを示したが、ここからは性別区分の統計が職員から始まり、組合員、役員、総代、参事へと広がり、02年度には管理職にも導入されていることが分かる。前述した国内外の動きを反映したのであろう。

ちなみに、「総合農協統計表」（農水省）では、女性議員の国会での質問が契機となり、役員は79年から、組合員は80年から性別区分しているが、それによる実態把握はJA運営への女性参画に目を向けさせることになった。さらには、前述したように統計が女性参画促進の武器となるので、女性参画を勧める上では、数値目標の設定に加えて、JAグループの統計全体をジェンダー視点にたって整備していくことが必要だと思われる。

（注）03年度末までに、女性割合を正組合員は25%以上、総代10%以上、合併JAの女性理事2名以上等
（根岸久子）

「JA活動に関する一斉調査」から女性の実態把握の推移と現状

		2002年			81年	84年	90年	96年	
		総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)					
役員	理事	21,221	181	0.9	×	×	○	○	
	監事	5,641	26	0.5	×	×	○	○	
	経営管理委員	221	4	1.8	△	△	△	△	
	うち常勤	理事	2,453	×	×	△	×	○	×
		監事	316	×	×	△	△	○	×
		経営管理委員	6	×	×	△	△	△	△
	総代	367,207	9,047	2.5	△	△	○	○	
職員	正職員	217,351	66,106	30.4	×	○	○	○	
	うち参事	789	3	0.4	△	△	○	○	
	うち管理職	41,701	2,441	5.9	△	△	△	△	
組合	正組合員	5,153,087	732,164	14.2	×	×	○	○	
	准組合員	3,801,636	784,639	20.6	×	×	○	○	

△ — 設問なし、× — 性別区分なし